

他契約の廃止の取扱いについて

平素は、弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼を申しあげます。

このたび弊社は、「電気使用申込みに伴う需給契約廃止」（以下、「他契約の廃止」といいます。）のお取扱いを変更させていただくこととしました。

何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

◆他契約の廃止の取扱い変更の概要

他契約の廃止とは

主に新築住宅等の送電時、建築工事のためにご使用いただいている臨時等の需給契約を廃止し、供給設備の撤去を関西電力送配電株式会社へ依頼することを指します。

変更内容

需給契約の廃止日は、シンセツくんにご入力いただいた「契約廃止日」といたします。

※弊社から関西電力送配電へ契約廃止申込を行い、契約廃止日以降に設備撤去が行われます。

お申込みの送電時と同時に行われえない場合もございますのであらかじめご了承ください。

<変更前>

需給契約の廃止日は、申込需給契約の送電希望年月日（自）または竣工年月日といたします。

変更の理由

電気事業法の改正に伴う2020年4月からの分社化以降は、弊社と締結いただいた電気需給契約の廃止については託送供給等約款に基づき、小売電気事業者である関西電力株式会社から、送配電事業者である関西電力送配電株式会社に対し、あらかじめ日を定めたくて契約廃止の手続きが必要となります。

従来の取扱いは、需給契約廃止の対応にあたっては、申込需給契約の送電希望年月日（自）、ご指定のない場合は竣工年月日を契約廃止日とみなしておりましたが、本来、弊社と締結いただいた需給契約の廃止については、電気特定小売供給約款に基づき、あらかじめその契約廃止日を定めて、弊社に通知していただく必要がございますので、取扱いを変更させていただくことといたしました。

変更時期

2021年7月4日（日）お申込み分から変更いたします。

その他ご注意事項

竣工届の提出および、それに伴う需給契約の廃止につきましては、「シンセツくん」からお手続きいただきますよう、お願いいたします。

なお、契約廃止日は以下のシステム制限がございますのでご注意ください。

申込時間が00時00分～14時59分までの場合：契約廃止日が翌営業日より前の日はエラー

申込時間が15時00分～23時59分までの場合：契約廃止日が翌々営業日より前の日はエラー

本取扱いは、需給契約の竣工時において他契約の廃止をご希望いただいた場合の取扱いとなります。別途お電話でご連絡をいただく場合は、明確なご契約の廃止日をお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、供給設備の撤去は、必ずご契約廃止日以降となりますのでご注意ください。

その他、詳細につきましては、契約管理センターへお問い合わせいただきますようお願いいたします。

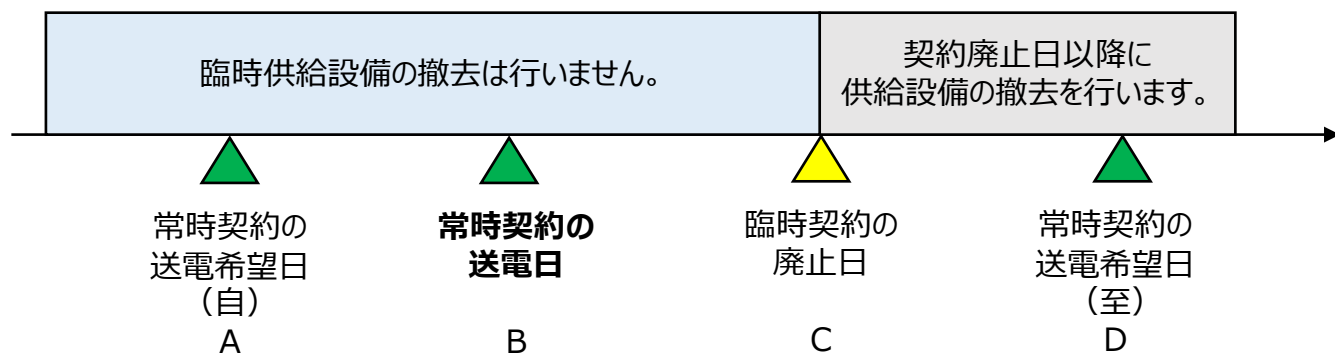
ご注意事項

◆他契約の廃止をお申込みいただく際の留意点

【事例】

臨時契約の廃止日を（C）に設定いただいた場合、送電日（B）の時点では（C）に至っていないことから、送電時には臨時供給設備の撤去は施工されません。ご契約の廃止をお申込みいただく際は（A）の日を契約廃止日に設定いただくなど、ご注意くださいようお願いいたします。

※**常時契約の送電時と同時に行われない場合もございます**のであらかじめご了承ください。



◆竣工届の提出について

他契約の廃止有無に関わらず、シンセツくんお申込分の竣工届については、必ずシンセツくんからお手続きくださいますようお願いいたします。F A X 等で竣工届を提出された場合、手続きは行えません。

